

# 産業廃棄物 適正処理ガイドブック

---

資源の有効活用を推進し  
産業廃棄物を減量しましょう！



倉敷市

# 目 次

項 目	掲載ページ	項 目	掲載ページ
・ 廃棄物とは	1	・ 多量排出事業者	13
・ 産業廃棄物とは	1～4	・ 産業廃棄物処理施設	14、15
・ 事業者の責務	5	・ 野外焼却の禁止	16、17
・ 事業者の処理	5	・ ダイオキシン類対策特別措置法	17
・ 処理の委託	5	・ 不法投棄の禁止	18
・ 産業廃棄物処理業者	6	・ 建設リサイクル法	19
・ 建設工事に伴い発生する廃棄物	7	・ 自動車リサイクル法	19
・ 産業廃棄物の保管・処理基準	8、9	・ PCB 廃棄物特別措置法	20、21
・ 産業廃棄物管理票制度	10、11	・ 罰則	22、23
・ 電子マニフェスト制度	12	・ Q & A	24
・ 有害使用済機器	12	・ 問い合わせ先	25
・ 循環型社会形成の推進	13		

## ◆ 本書で用いる省略形

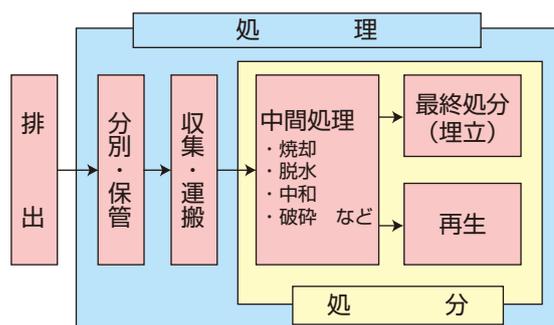
廃棄物処理法 又は 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）
細則	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（倉敷市規則）
（特別管理）産業廃棄物	産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に関する内容を示す時に用います。
法○（□）	根拠法令は、最初に「法」、「令」等法令の別を示し、次に条番号、最後に（ ）書きで項番号の順に表記します。 例えば、「法2（2）（4）」は法第2条第2項及び第4項を表します。また、〈 〉書きの標記が付されているときは、〈 〉の外が（普通の）産業廃棄物、〈 〉の中が特別管理産業廃棄物に係る根拠法令を示します。

## ◆ 「処理」「処分」などの用語の説明

廃棄物の「処理」とは、廃棄物が発生してから最終的な処分が完了するまでに行われる行為をいいます。

このうち、廃棄物を物理的、化学的、生物学的な方法により再生、減量化、無害化等を行う「中間処理」、自然界に還元する「最終処分」をあわせて「処分」といいます。

中間処理によって廃棄物を再び利用できるようにする「再生」も広い意味で「処分」に含まれます。



## 廃棄物とは

【法2 (1)】

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、そのものの性状、排出の状況、通常取引形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

廃棄物の処理等については、昭和45年12月25日に制定された廃棄物処理法に定められており、この法律において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、**固形状又は液状のもの**（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）と定められています。

次のものは廃棄物処理法の適用から除外されています。

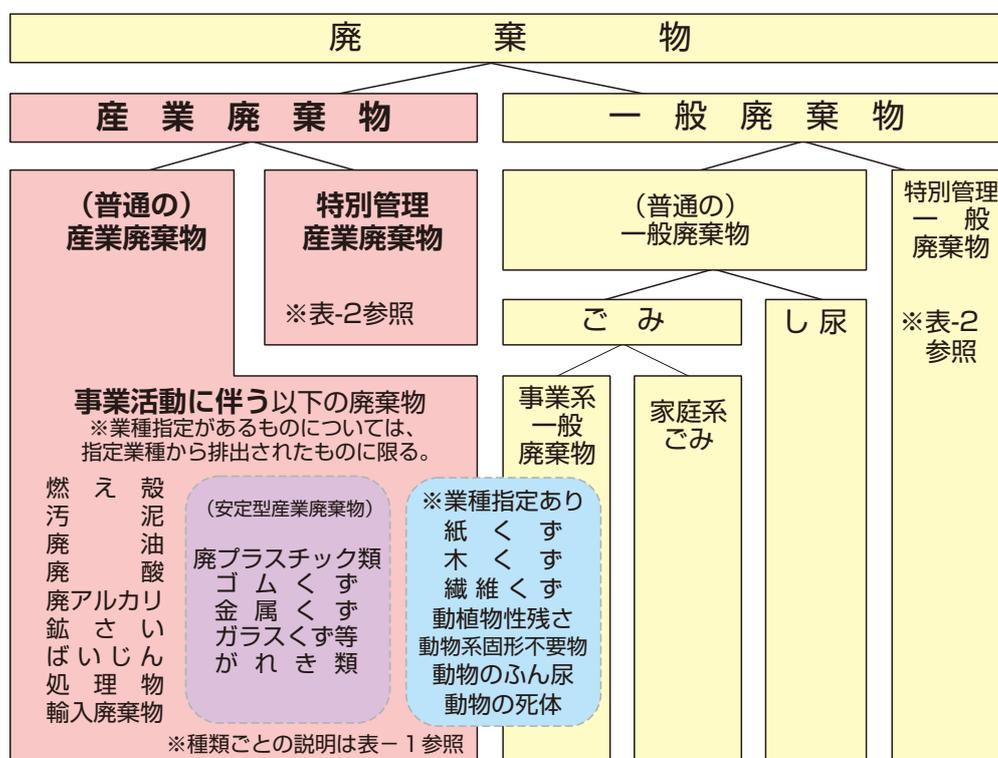
- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

## 産業廃棄物とは

【法2 (2) (4)、令2】

法及び令では、産業廃棄物として、事業活動に伴って排出される20種類の廃棄物が定められており、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物であると定められています。廃棄物の分類を図であらわすと下のようになります。事業活動に伴って生じる廃棄物は、**事業系一般廃棄物**（※）になるものを除き、全てが産業廃棄物です。

※紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体は、令で指定された業種から発生する場合のみ産業廃棄物となり、指定された業種以外から発生する場合は事業系一般廃棄物となります（表-1参照）。



### ■ 特別管理廃棄物

【令1、令2の4】

法では、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等を別に定めています（表-2参照）。

表-1 産業廃棄物の種類

種類	例	
1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
2 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、炭酸カルシウムかすなど	
3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど	
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液	
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液	
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状、液状の全ての合成高分子系化合物	
7 紙くず ※	紙くず及び板紙くずなど (PCBが塗布され、又は染み込んだものは全て。)	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) ③出版業(印刷出版を行うものに限る。) ④製本業及び印刷物加工業
	木くず ※	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。) ③パルプ製造業 ④輸入木材の卸売業 ⑤物品賃貸業
8 木くず ※	木くず、おがくず、バーク類など (PCBが染み込んだものは全て。)	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。) ③パルプ製造業 ④輸入木材の卸売業 ⑤物品賃貸業
	貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)	
9 繊維くず ※	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど (PCBが染み込んだものは全て。)	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)
	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど(原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物)	業種指定あり ①食料品製造業 ②医薬品製造業 ③香料製造業
10 動植物性残さ ※	業種指定あり ①食料品製造業 ②医薬品製造業 ③香料製造業	

種 類	例	
11 動物系固形不要物※	①牛の頭部、脊髄及び回腸など(とさつし、又は解体した獣畜) ②食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	業種指定あり
		①と畜場 ②食鳥処理場
⑫ ゴムくず	天然ゴムくず	
⑬ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど	
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、廃石膏ボードなど (注) 廃石膏ボード(紙を取り除いたものを含む。)については、安定型産業廃棄物から除かれる。	
15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、溶銑炉のスラグ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など (注) 路盤材として使用されたものは「がれき類」となる。	
⑯ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート・アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物	
17 動物のふん尿 ※	牛、馬、豚、鶏などのふん尿	業種指定あり
		畜産農業
18 動物の死体 ※	牛、馬、豚、鶏などの死体	業種指定あり
		畜産農業
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
20 処理物	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	
輸入廃棄物	1～20に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	

#### 備考

- 1 数字を○で囲んだ5種類は、「安定型産業廃棄物」と呼ばれます。
- 2 ※印を付したものは、産業廃棄物を排出する業種が指定されています。それ以外の業種から発生した廃棄物は一般廃棄物(事業系一般廃棄物)として処理することになります。
- 3 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿(特別管理産業廃棄物)を除く。)を「石綿含有産業廃棄物」といいます。
- 4 水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものが「水銀使用製品産業廃棄物」、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物は「水銀含有ばいじん等」といいます。
- 5 「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」には特有の処理基準が適用されます(9ページ参照)。

表-2 特別管理産業廃棄物の種類

種 類	例	
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの：引火点がおおむね70℃未満）	
廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の酸性溶液（著しい腐食性を有する廃酸）	
廃 アルカリ	pHが12.5以上のアルカリ性溶液（著しい腐食性を有する廃アルカリ）	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか、又は付着しているか、若しくはそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 P C B 等	廃 P C B 及び P C B を含む廃油
	P C B 汚 染 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P C B が塗布され、又は染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず</li> <li>・ P C B が付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類</li> </ul>
	P C B 処 理 物	廃 P C B 等又は P C B 汚染物を処分するために処理したもの
	廃 水 銀 等 及 び 其 の 処 理 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省令で定められた特定施設等から排出された廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）</li> <li>・ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀で環境省令で定める基準に適合しないもの</li> </ul>
	廃 石 綿 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿建材除去事業により除去された石綿含有吹き付け材（吹付け石綿、石綿含有ロックウール等）、石綿含有保温材（石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材等）及び石綿含有断熱材</li> <li>・ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等の石綿が付着している恐れのあるもの（負圧・除じん装置に使用した H E P A フィルター、特殊保護衣、靴カバー等）</li> <li>・ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設（バグフィルタ、サイクロン等）によって集められたもの</li> <li>・ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等の石綿が付着している恐れのあるもの（石綿空袋、石綿に汚染された作業衣等）</li> </ul>
	そ の 他	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表1の20に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質（注）について、環境省令で定める基準に適合しないもの  <small>（注）アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類</small></p>
ば い じ ん	輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
ダ イ オ キ シ ン 類	ダイオキシン類を3ng-TEQ/gを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥及びこれらを処分するために処理したもの（輸入廃棄物又は輸入廃棄物の焼却に伴って、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出されたものに限る。）	

(参考) 特別管理一般廃棄物

種 類	例
P C B を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる P C B 使用部品
廃 水 銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ば い じ ん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、使用済みの血液等が付着した包帯、ガーゼなどの感染性病原体を含むか、又は付着しているか、若しくはそのおそれのある一般廃棄物
ダ イ オ キ シ ン 類	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を 3 ng-TEQ/g を超えて含有するもの。

## 事業者の責務

事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物が適正に処理されることについて責任を持たなければなりません。【法3】

- 事業者は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理するか、その処理を処理業者（6ページ参照）に委託しなければなりません。【法11（1）、法12（5）】
- 廃棄物を再生利用するなどして廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等の際し、その製品・容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性についてあらかじめ自ら評価したうえで適正な処理方法などについての情報を提供するなど、適正な処理が困難とならないようにしなければなりません。【法3（2）】
- 自治体の長（倉敷市長など）から廃棄物処理法に基づき産業廃棄物に関する事項について報告を求められたときは、報告しなければなりません。【法18（1）】

## 事業者の処理

原則として、事業者はその廃棄物を自ら処理しなければなりません。（事業者処理の原則）【法11（1）】

- 産業廃棄物の処理に当たっては、人の健康や環境に支障が生じないように、無害化、安定化、減量化などの適正な処理を行う必要があります。
- 事業者が自ら産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物処理基準等に従い、適正に処理しなければなりません。【法12（1）〈法12の2（1）〉】

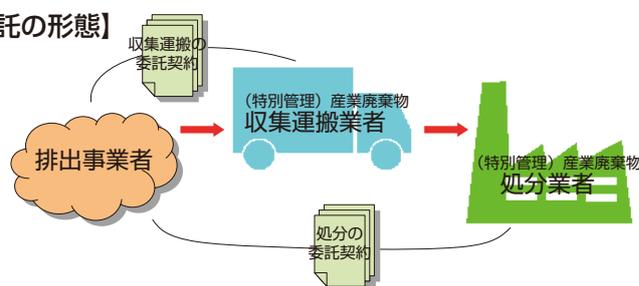
## 処理の委託

排出事業者が自ら産業廃棄物を処理できない場合は、委託基準に従って、その処理を産業廃棄物処理業者等に委託しなければなりません。

【法12（5）（6）、令6の2〈法12の2（5）（6）、令6の6〉】

- 処理を委託しようとする場合は、あらかじめ処理業者に許可証の提示を求め、  
① 処理業者の氏名又は名称及び住所  
② 業の区別  
③ 許可内容（取り扱える産業廃棄物の種類及び処理の内容）  
④ 許可の期限及び条件

### 【委託の形態】



について確認するとともに、可能な限り現地に赴き、処理施設の能力等を調査してください。

- 処理を委託するに当たっては、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により契約を締結することが必要です。契約書の保存期間は契約終了の日から5年間です。

### 【契約書に記載すべき内容】

- ① 産業廃棄物の種類、数量
- ② 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ③ 処分又は再生を委託する場合
  - ・ 処分又は再生する場所の所在地
  - ・ 処分又は再生の方法
  - ・ 処分又は再生に係る施設の処理能力
- ④ 処分（最終処分を除く）を委託する場合
  - ・ 最終処分する場所の所在地
  - ・ 最終処分の方法
  - ・ 最終処分に係る施設の処理能力
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑦ 受託者が収集運搬業者又は処分業者の許可を有する場合は、その事業の範囲
- ⑧ 運搬であって、積替え又は保管を行う場合
  - ・ 積替え又は保管場所の所在地
  - ・ 保管できる産業廃棄物の種類
  - ・ 積替えのための保管上限
- ⑨ 安定型産業廃棄物を積替え又は保管する場合
  - ・ 他の廃棄物と混合することの許否等
- ⑩ 産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報
  - ・ 産業廃棄物の性状及び荷姿
  - ・ 腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ・ 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障等
  - ・ 日本産業規格（JISC0950号）に規定する含有マークがついている産業廃棄物の場合、そのマークの表示に関する事項
  - ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨
  - ・ その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑪ 契約期間中に⑩の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項
- ⑫ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑬ 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

## 産業廃棄物処理業者

他人から委託を受けて産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可が必要です。

【法14、法14の2（法14の4、法14の5）】

- 産業廃棄物処理業は、取り扱う産業廃棄物の種類と内容により、次の4種類の許可があります。  
（普通の）産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とでは、廃棄物の性質や処理方法が全くの別物であるため、許可も別々になっています。

業の区分 廃棄物の種類	収集運搬業	処分業
（普通の）産業廃棄物	① 産業廃棄物収集運搬業	② 産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業	④ 特別管理産業廃棄物処分業

- 倉敷市内において（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行おうとする者は岡山県知事（又は倉敷市長）の許可を、（特別管理）産業廃棄物処分業を行おうとする者は倉敷市長の許可を受けなければなりません。

岡山県知事の許可があれば、倉敷市を含む岡山県全域で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うことができます。ただし、倉敷市内で積替保管を行う場合は、倉敷市長の許可が必要です。

### 【許可要件】

#### ① 許可基準に適合していること

##### ・ 施設に係る基準

収集運搬車両や処理施設等を有している必要があります。

##### ・ 能力に関する基準

申請者が処理業を行うに足りる知識及び技能と経理的基礎を有している必要があります。

（申請の前に「産業廃棄物処理業許可申請に係る講習会」（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催）を受講し、修了証を取得する必要があります。）

#### ② 欠格要件に該当しないこと

「禁錮以上の刑若しくは廃棄物処理法や関係法令違反での罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」等の欠格要件があります。

### ■ 優良産業廃棄物処理業者認定制度

【令6の9】

遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組みの実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る基準（優良基準）に適合し、優れた能力及び実績を有するとの認定を自治体の長から受けた産業廃棄物処理業者については、業の許可の有効期間が7年（通常は5年）となります。

### ■ 許可業者の検索

岡山県内の産業廃棄物処理業の許可を有している業者は、以下のホームページで検索できます。

おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源総合情報支援センター）

QRコード：



### ■ 市内搬入処分事前協議

【細則40】

岡山県外に事業所を有し、当該事業所から生じた産業廃棄物を倉敷市内で処分しようとする事業者は、「市内搬入処分事前協議書」を最初の市内搬入処分予定日の3ヵ月前までに倉敷市長に提出し、承認を得なければなりません。

## 建設工事に伴い発生する廃棄物

- 建設工事に伴って発生する（特別管理）産業廃棄物を工事現場の外に自ら保管する場合、保管の用に供される場所の面積が300㎡以上であれば、あらかじめ市長への届出が必要です。

【法12(3)(4)〈法12の2(3)(4)〉】

### 【産業廃棄物の事業場外保管の事前届出制度】

- ①届出対象 保管の用に供する場所の面積として300㎡以上  
②届出場所における産業廃棄物の保管 処理基準（収集運搬積替保管基準）（8ページ参照）が適用  
③届出事項を変更する場合 事前に届出  
④保管場所での保管の廃止 保管をやめた日から起算して30日以内に届出

※（特別管理）産業廃棄物処理業の許可の範囲で行うもの及びPCB特措法に基づく届出を行ったPCB廃棄物の保管は対象外となっています。

※非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、事前の届出を要しませんが、保管した日から14日以内に市長に届け出なければなりません。

保管の用に供する場所の面積が300㎡未満の保管や建設廃棄物以外の保管等の、届出対象とならない事業場外保管についても、積替えや保管に関して産業廃棄物処理基準が適用されます。



- 建設工事が下請（一次、二次、…）によって行われる場合は、元請業者が排出事業者となります。ただし、下請負人が行う工事現場内での保管、廃棄物の運搬又は処分の委託及び少量の一定の廃棄物の運搬については、下請負人も排出事業者とみなされます。

許可が不要となる場合を除き、下請負人が廃棄物を処理するためには、廃棄物処理業の許可を有し、元請業者から適法な委託を受けなければなりません。

【法21の3】

### 下請負人が許可不要となる例

- ①下請負人による工事現場内での保管（ただし、元請業者、下請負人ともに産業廃棄物保管基準の適用を受ける。）  
②次のいずれにも該当する産業廃棄物を下請負人が運搬する場合
- ・産業廃棄物の運搬を行うことが書面による請負契約で定められていること
  - ・建築物等に係る維持修繕工事で、請負代金が500万円以下であるもの
  - ・元請業者が使用権限を有する保管場所への運搬（建設現場と同一又は隣接の都道府県）
  - ・運搬途中で保管を行わないこと
  - ・1回の運搬が1㎡以内の廃棄物
  - ・特別管理産業廃棄物でないこと
  - ・必要事項を記載した書類を作成し携行

# 産業廃棄物の保管基準・処理基準

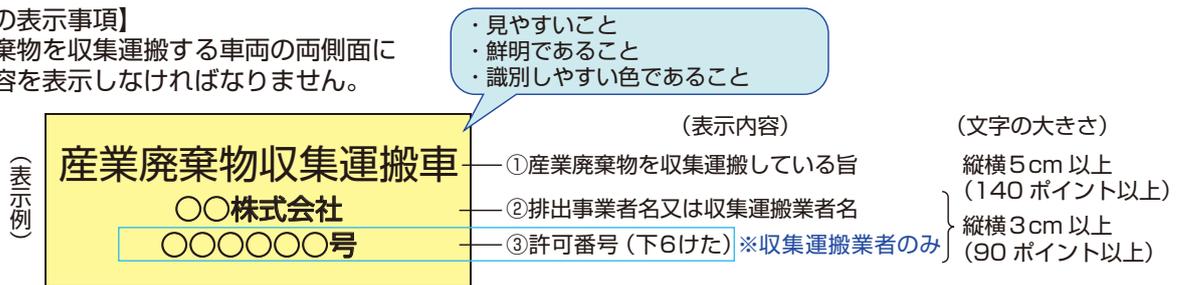
【法12、令6（法12の2、令6の5）】

- 排出事業者は、産業廃棄物の「保管基準」、収集、運搬、処分等に関する「処理基準」及び「委託基準」の遵守、帳簿類の備付け及び保存（特別管理産業廃棄物排出事業者等が対象）が義務付けられています。
- 処理業者は、「処理基準」に従い、受託した産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。

## ■ 収集・運搬に関すること（処理基準（収集運搬基準））

### 【車両への表示事項】

産業廃棄物を収集運搬する車両の両側面に次の内容を表示しなければなりません。



### 【携帯書類】

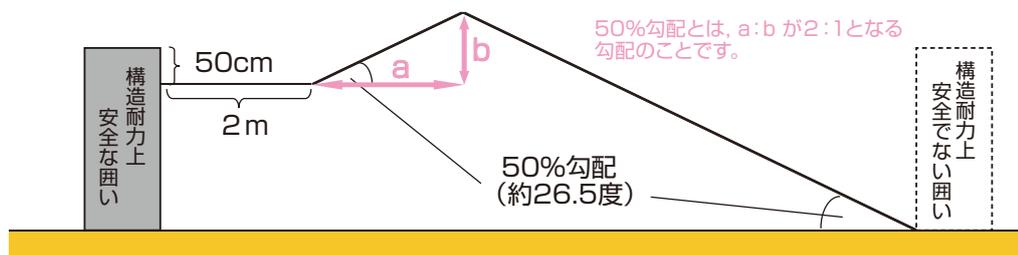
排出事業者が自分で運搬する場合	収集運搬業者が運搬する場合
次の内容が記載された書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名又は名称及び住所</li> <li>・運搬する産業廃棄物の種類、数量</li> <li>・運搬する産業廃棄物を積載した日</li> <li>・積載した事業場の名称、所在地、連絡先</li> <li>・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先</li> </ul>	①許可証の写し ②次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 紙マニフェストの場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付されたマニフェスト</li> </ul> </li> <li>イ 電子マニフェストの場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェスト使用証の写し</li> <li>・次の内容を記載した書面又は電子データ                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬する産業廃棄物の種類及び数量</li> <li>・委託者の氏名又は名称</li> <li>・積載日</li> <li>・積載した事業場の名称、連絡先</li> <li>・運搬先の事業場の名称、連絡先</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



## ■ 保管に関すること（保管基準、処理基準（収集運搬積替保管基準））

- ・ 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ・ 見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨及び必要事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ・ 産業廃棄物が飛散したり、流出したり、地下に浸透したり、悪臭が発散したりすることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ・ ねずみが生息したり、蚊やハエなどの害虫が発生したりしないようにすること。
- ・ 産業廃棄物を屋外で容器に入れずに保管する場合には、右図で示す範囲に廃棄物が収まるようにすること。

## 【屋外で容器を用いずに保管する場合】



## 【保管場所の表示】

### 産業廃棄物（積替）保管場所

- ① 保管する産業廃棄物の種類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合はその旨を記載)
- ② 管理者の名称（責任者氏名）
- ③ 連絡先（住所、電話番号）
- ④ 最大保管高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）
- ⑤ **最大保管量（積替え又は処分を行う場合）**

※縦横60cm以上の看板に次の内容を明記のこと。  
※**赤字部分**は収集運搬で積替保管を行う場合の表示内容

## ■ 特に注意を要する品目

### 【石綿含有産業廃棄物】（産業廃棄物）

【法12、令6】

（収集・運搬）破碎されることのないよう、また、他の産業廃棄物と混合することのないように区別して行わなければなりません。

（処分）石綿の飛散を防止するため、破碎・切断等が禁止されています。処分は埋立等により行わなければなりません。

### 【廃石綿等】（特別管理産業廃棄物）

【法12の2、令6の5】

（収集・運搬）耐水性の材料で二重梱包又は固形化し、他の産業廃棄物と混合することのないように区別して行わなければなりません。

（処分）あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包したうえで埋立をする必要があります。

### 【水銀使用製品産業廃棄物】（産業廃棄物）

【法12、令6】

（収集・運搬）破碎することのないような方法により、かつ、他の産業廃棄物と混合するおそれのないように区別して行わなければなりません。

（処分）水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずる必要があります、安定型最終処分場への埋立は禁止されています。

### 【水銀含有ばいじん等】（産業廃棄物）

【法12、令6】

（処分）水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずる必要があります。

### 【分析証明書の保有が義務付けられる産業廃棄物】

【細則20】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんを排出する事業者は「産業廃棄物の分析証明書の保有」が必要です。

### 【特別管理産業廃棄物】

【法12の2 (8) (9)】

事業者は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場ごとに、一定の資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

## 産業廃棄物管理票制度

【法 12 の 3】

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際にマニフェストを交付し、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

### 【排出事業者】

- ① 次の事項を記載したマニフェストを交付します。
  - ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称
  - ・その他環境省令で定める事項
- ② マニフェストを交付したときは、その写しを交付の日から5年間保存しなければなりません。
- ③ 交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係るものは60日、中間処理産業廃棄物の最終処分完了に係るものは180日）以内に運搬受託者又は処分受託者からマニフェストの写しが送付されないときは、その状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければなりません。



紙マニフェスト A～E票（例）

- ④ マニフェストの写しの送付を受けたときは、収集運搬、中間処理及び最終処分が終了したことをその写しにより確認し、5年間保存しなければなりません。

### 【収集運搬業者】

- ① 産業廃棄物の運搬を終了したときは、マニフェストに必要事項を記入し、10日以内にマニフェストの交付者に写しを送付しなければなりません。
- ② マニフェストの写し（B1票を除く）を5年間保存しなければなりません。

### 【処分業者】

- ① 産業廃棄物の処分を終了したときは、マニフェストに必要事項を記入し、10日以内に交付者に写しを送付しなければなりません。
- ② 中間処理を行った後、2次マニフェストを交付して処分委託した残さ物について、最終処分完了の旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、排出事業者が交付したマニフェストに最終処分完了の旨<sup>\*</sup>を記載し、最終処分が適正に終了したことを確認のうえ、10日以内にマニフェストの交付者に写しを送付しなければなりません。

※最終処分を行った場所の所在地及び最終処分終了年月日

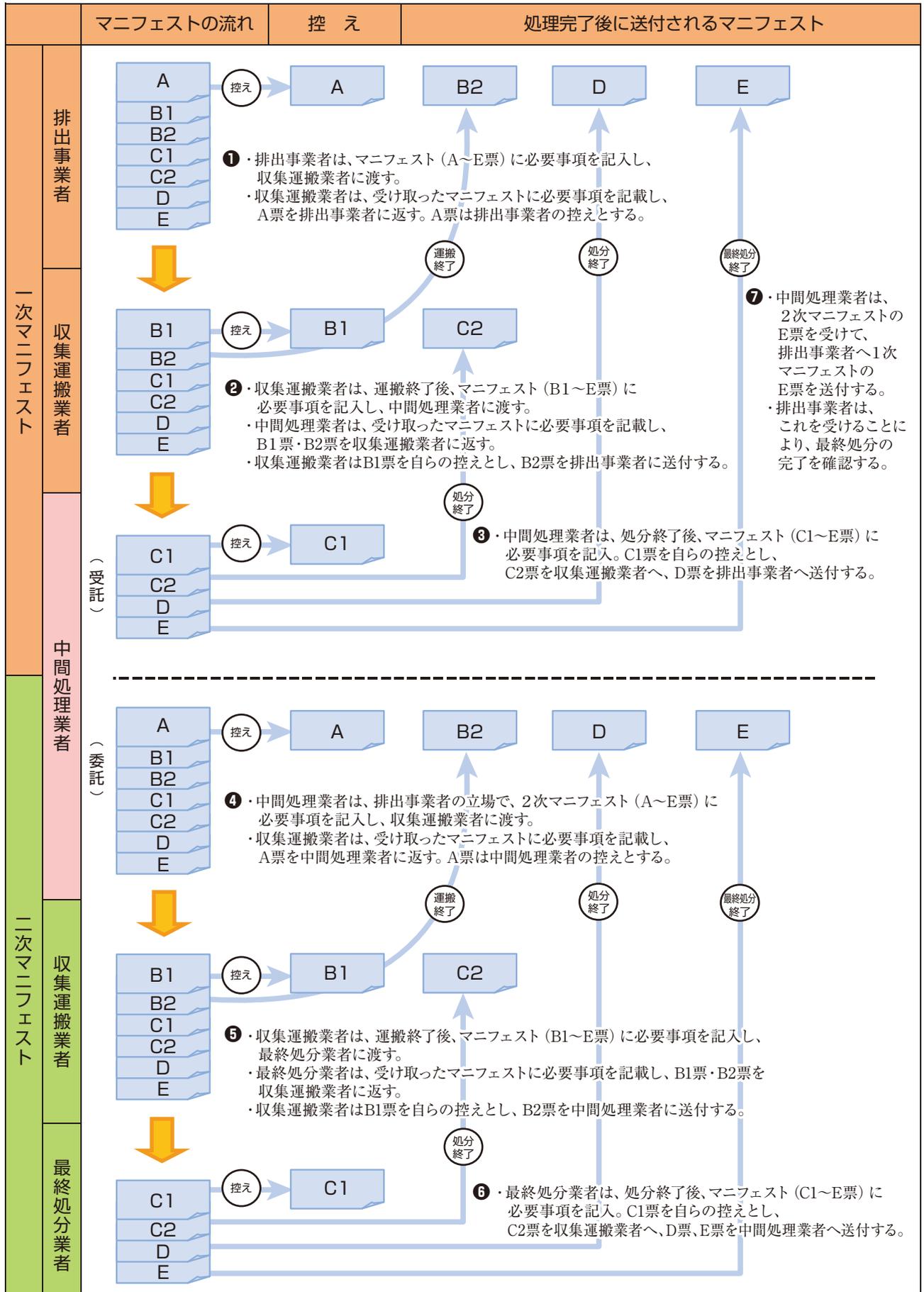
- ③ マニフェストの写しを5年間保存しなければなりません。

## ■ 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度

マニフェストを交付して産業廃棄物を処理委託した排出事業者（中間処理業者を含む）は、毎年6月30日までに、前年度（その年の3月31日以前の1年間）に交付したマニフェストの交付状況を、市長に報告しなければなりません。

【法 12 の 3 (7)】

電子マニフェストを利用した場合は、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が集計を行い、市長に報告を行うため、事業者が自ら市長へ報告する必要はありません。



【法12の3(2)(6)(9)(10)】

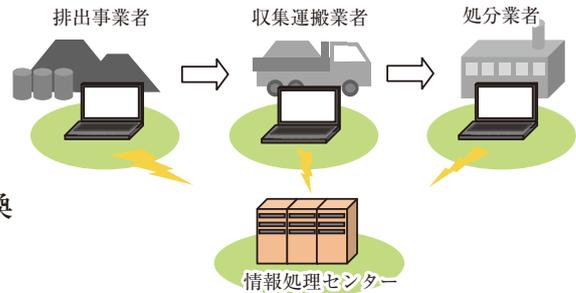
## 電子マニフェスト制度

【法12の5】

電子マニフェスト制度とは、マニフェスト情報を電子情報化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター））を介してマニフェスト情報のやり取りを行う仕組みです。

### 【主な導入のメリット】

- ・システムで管理するため、入力漏れを防止。
- ・運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確認できる。
- ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起される。
- ・マニフェストの紛失の心配がない。
- ・電子マニフェスト利用分は、排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要となる。
- ・マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存。
- ・排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告が防止される。



令和2年度の倉敷市内における排出事業者と産業廃棄物処理業者を合わせた電子マニフェスト加入者数は、738事業所であり、倉敷市内のマニフェスト交付件数全体に対して電子マニフェストの占める割合は65%となっています。更なる普及のため倉敷市も排出事業者として電子マニフェストを導入しています。

排出事業者や産業廃棄物処理業者の皆様におかれましても電子マニフェストの導入に御協力をお願いします。

### 【電子マニフェストの一部義務化】

- ・令和2年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。以下同じ。）の発生量が50 t以上の事業場を設置する事業者（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）は、電子マニフェストの使用が義務付けられています。（例えば、令和3年度に特別管理産業廃棄物の排出量が50 t以上であった事業者は、令和5年度には電子マニフェストの使用が義務付けられます。）
- ・電子マニフェストの使用を義務付けられた多量排出事業者から特別管理産業廃棄物の処理を受託する収集運搬業者、処分業者にも電子マニフェストの使用が義務付けられます。

## 有害使用済機器

【法17の2、令16条の2】

使用済みの電気電子機器が、環境対策が行われなまま保管や処分などされることにより、有害物質の飛散・流出や火災の発生等により生活環境に影響を及ぼすことが懸念されています。この問題に対応するため、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者は、事業開始10日前までに倉敷市長への届出が義務付けられています。

有害使用済機器の対象品目は、家電リサイクル法に指定されている4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）と小型家電リサイクル法に指定されている28品目（炊飯器、扇風機、プリンター、電話機、ノートパソコンなど）が対象品目となります。

なお、廃棄物を扱う場合は、従前のおり法の許可等が必要です。

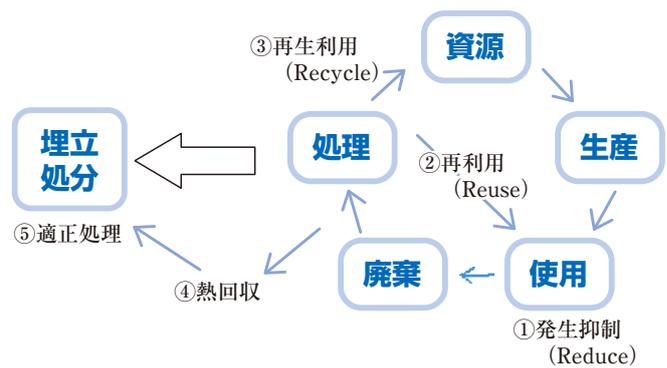
詳しくは、倉敷市一般廃棄物対策課（TEL(086)426-3375）までお尋ねください。

## 循環型社会形成の推進

### ■ 循環型社会の概念

循環型社会形成推進基本法では、右図①から⑤の順に優先順位が付けられています。

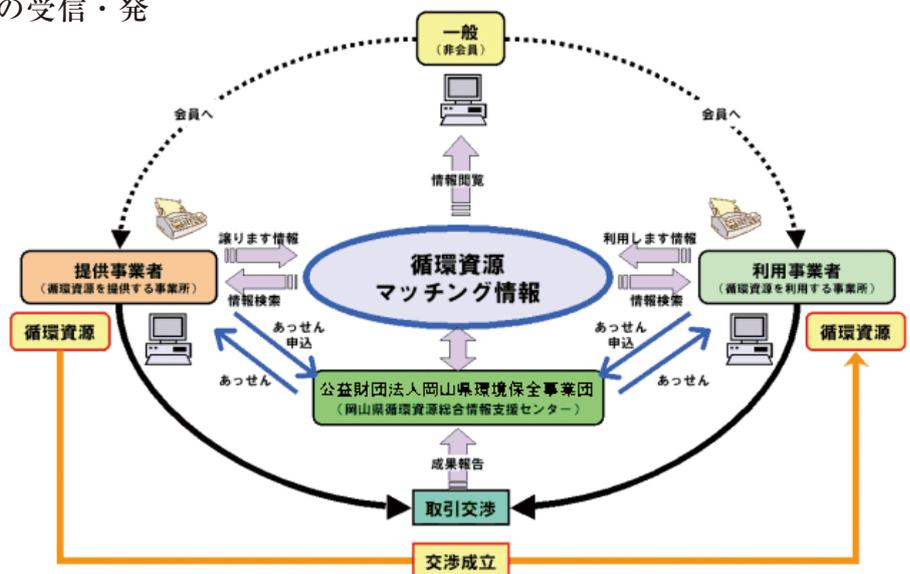
①発生抑制 (Reduce)、②再利用 (Reuse)、③再生利用 (Recycle) の取組みは、その頭文字をとって3Rと呼ばれ、循環型社会形成の基本原則となっています。



### ■ 循環資源情報 (マッチングシステム)

循環資源マッチング制度は、循環資源の資源化・再生利用を促進するため、提供する事業者と利用する事業者にご登録いただき、循環資源を有効に活用していくための制度です。

岡山県では、おかやま廃棄物ナビ (岡山県循環資源総合情報支援センター) のホームページより、マッチングシステム情報の受信・発信を行っています。



岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、岡山県循環資源総合情報支援センターとして (公財) 岡山県環境保全事業団が指定されています。

## 多量排出事業者

【法12(9)～(11)、令6の3 (法12の2(10)～(12)、令6の7)】

○ 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者 (「多量排出事業者」) は、(特別管理) 産業廃棄物処理計画を作成し、当該年度の6月30日までに計画を市長へ提出しなければなりません。

更に、この計画を作成した多量排出事業者は、翌年度の6月30日までに、計画の内容に対する実施状況を市長に報告しなければなりません。

○ 市長は、提出された計画及び実施状況を踏まえ、市内の産業廃棄物の発生及び処理の実態の把握に努めるとともに、インターネット利用によりこれらを公表します。この公表によって、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発が推進されることで、市内で発生する産業廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理を推進します。

## 産業廃棄物処理施設

- 表-3に掲げる産業廃棄物処理施設を設置あるいは構造・規模を変更しようとする者は、右のフロー図に従い、事前に市長の許可を受けなければなりません。【法15、15の2の6】
- 産業廃棄物処理施設の設置又は変更の工事が完了したときは、その使用開始前に市長の使用前検査を受け、許可申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、施設を使用することができません。【法15の2(5)】
- 産業廃棄物処理施設の設置者は、
  - ① 施設の維持管理が適正に行われるよう、一定の資格を有した「技術管理者」を置かなければなりません。【法21】
  - ② 産業廃棄物の処理に関して帳簿を備え、保存しなければなりません。【法12(13)】
  - ③ 当該施設が技術上の基準に適合するかどうかについて、5年3ヶ月ごとに、あらかじめ申請をしたうえで市長の検査（産業廃棄物処理施設に係る定期検査）を受けなければなりません。【法15の2の2】
  - ④ 産業廃棄物処理施設設置等の許可申請書に記載した維持管理計画に従い、産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければなりません。また、維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネットの利用等により公表しなければなりません。【法15の2の3(2)】
  - ⑤ 処分した産業廃棄物について、種類・数量、排ガス・放流水の測定結果等、施設の維持管理に関する事項を月ごとに記録し、利害関係者の求めに応じて閲覧させなければなりません。【法15の2の4】
- 産業廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分が終了するまでの間は毎年度、維持管理積立金を積み立てなければなりません。【法15の2の4】
- 産業廃棄物処理施設設置者が、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその施設において処理する場合は、あらかじめ、処理する一般廃棄物の種類を市長に届けておけば、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けることなく、その施設を、当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができます。【法15の2の5】
- 最終処分場の設置者は、市長の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができます。【法15の2の6(3)】
- 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは市長の認定を受けることができます。この認定は5年ごとに受ける必要がありますが、この認定を受けた場合、法第15条の2の2に定める定期検査を受ける必要がありません。【法15の3の3、令7の3】
- 産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。また、施設の設置許可を受けた法人が合併又は分割する場合、その施設の設置者の地位を継承する法人は市長の許可を受けなければなりません。【法15の4】

（主に焼却施設と最終処分場の場合です。）

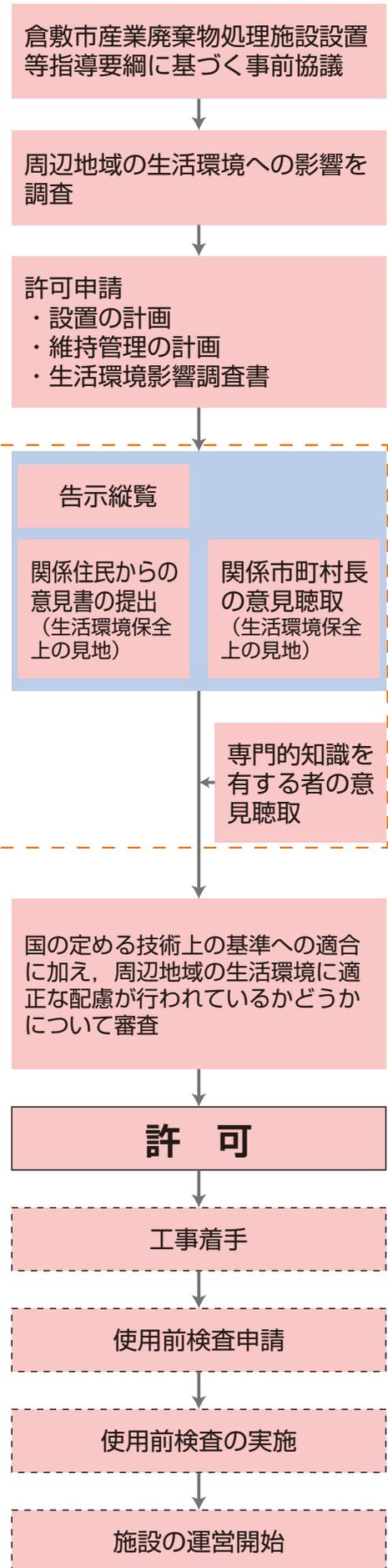


表-3 産業廃棄物処理施設

令第7条 の号番号	産業廃棄物処理施設		許可対象規模（処理能力）
1	汚泥の脱水施設		10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
		天日乾燥	100m <sup>3</sup> /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）		5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設		10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く。)		1m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設		5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）		100kg/日を超えるもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設		5t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		全てのもの
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		全てのもの
10の2	廃水銀等の硫化施設		全てのもの
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		全てのもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		全てのもの
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		全てのもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		全てのもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		全てのもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設（木くず等）		200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
14	産業廃棄物の 最終処分場	イ 遮断型最終処分場	全てのもの
		ロ 安定型最終処分場	
		ハ 管理型最終処分場	

# 野外焼却の禁止



**野外焼却は禁止されています！**

焼却設備を用いずに廃棄物を焼却処理する、いわゆる「野外焼却」が問題となっています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外焼却は、一部の例外を除いて、禁止されています。

### 野外焼却の問題点

- ダイオキシン類が発生します。
- 大量の煙が発生し、近隣の迷惑となります。
- 本来有効な資源が活用できません。



### 法16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### 政令

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。	事例
① 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者による河川敷の草焼き、道路管理者による路側帯の草焼き、海岸管理者による漂着物等の焼却等
② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却（廃タイヤの焼却は不可）等
③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事、塔婆の供養焼却等
④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却等（廃ビニールの焼却は不可）
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焼き、たき火、キャンプファイヤー、どんと焼き等

例外の規定は直罰の対象とならない焼却ですが、住宅密集地など地域の状況によっては周囲の環境保全上問題となることがあります。これらの焼却による煙によって、近隣の方々への迷惑となることもありますので、やむを得ず焼却をする場合は、近隣の方々の理解を得た上で迷惑にならないような対策を取ってください。

不法焼却を行った場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金又はその両方に処せられます。

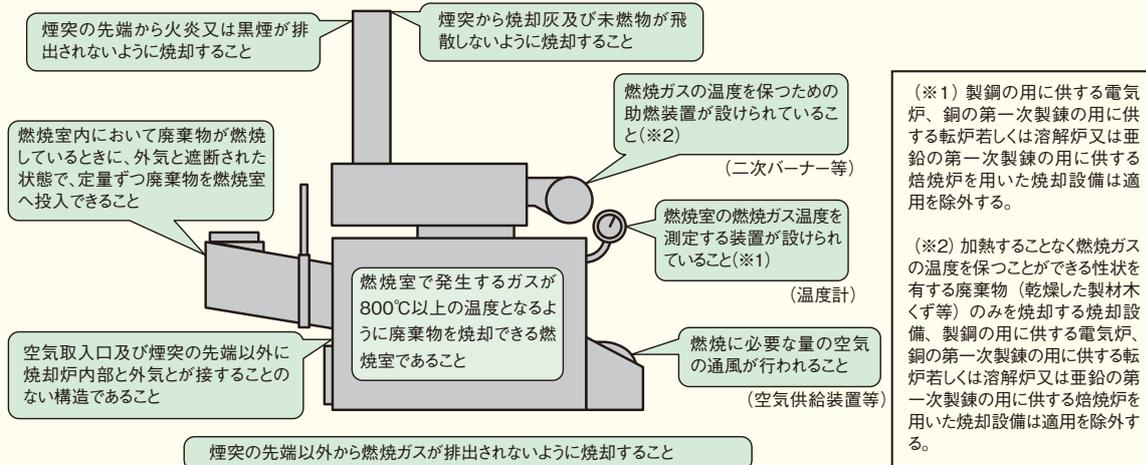


# 焼却は基準に合った焼却炉を正しく使用して行う場合にのみ認められます。

- 廃棄物処理法においては、処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と規定されていますが、焼却の基準は下図のとおりです。この基準は焼却能力によらず適用されるため、**基準に適合しない焼却炉は使用できません。** 【令3、令6（令6の5）】

## ポイント

- ① 焼却炉の規模に関係ありません。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス基準を満たしていても適用されます。
- ③ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分や、自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。



## ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は、ゴミの焼却による燃焼工程、金属精錬の燃焼工程、紙の塩素漂白工程など、様々なところで発生しており、人の生命、健康に重大な影響があることから、その影響を防止するために、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されています。

この法律の中で、事業者はその責務として、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又は除去等をするために必要な措置を講じるとともに、国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています。

特に、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を排出する施設のうち政令で定めるものは特定施設として規制の対象となり、これらを倉敷市内に設置しようとする人は、事前に倉敷市長への届け出が必要です。

また、これら特定施設に対しては、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

- 1 規制対象となる廃棄物焼却炉の規模  
焼却能力が50kg/時以上又は火床面積が0.5㎡以上
- 2 ダイオキシン類濃度の測定  
年1回以上、排出ガス、燃え殻、ばいじんなどに含まれるダイオキシン類の測定が義務づけられます。

(注) 特定施設には、廃棄物焼却炉以外の施設も該当する場合があります。

詳しくは、倉敷市環境政策課 (TEL (086) 426-3391) までお尋ねください。

## 不法投棄の禁止

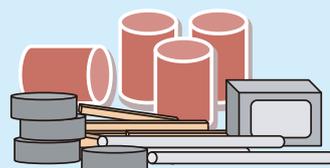


# 不法投棄は犯罪です！

産業廃棄物を公共の河川や道路はもちろん、その土地の所有者であるか否かにかかわらず山林や田畑などへ捨てたり放置したりすることは、生活環境を保全するために法律で全面的に禁止されています。

### 不法投棄の問題点

- 環境汚染を引き起こします。
- 原状回復には多大な費用がかかります。
- 本来有効な資源が活用できません。



### 法16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

- 「みだりに」とは「正当な理由なく」や「故なく」と同じ意味です。
- 産業廃棄物は基準に従って自ら適正に処理するか、若しくは知事等の許可を受けた者に処理を委託する必要があります。自分の土地であっても穴を掘って埋めるなどすれば不法投棄にあたります。
- 不法投棄の未遂や、不法投棄する目的で廃棄物を収集運搬した者についても罰せられます。
- 排出事業者は、廃棄物の最終処分が終了するまで、一連の処理が適正に行われることに対して責任を負わなければなりません。

不法投棄をした場合、5年以下の懲役又は1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金又はその両方に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理委託を受けたものが不法投棄を行えば排出事業者も責任を問われることがありますので、可能な限り調査し、信頼できる処理業者に委託することが大切です。



## 不法投棄発見通報先

⇒倉敷市産業廃棄物対策課

**086-426-3385**

⇒不法投棄110番

**0800-200-2438**

つうほうさんばい

## 建設リサイクル法

### 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

建設工事に係る再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る目的で、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が施行されています。

倉敷市内での特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトの4種類）を用いた一定規模以上の建設工事（下表）について、工事発注者による倉敷市長への事前届出、工事受注者による一定の技術基準に従った分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、工事受注者から発注者への完了報告が義務付けられています。また、適正な解体工事の実施を確保するため、解体工事業者に対して、都道府県知事への登録及び解体工事現場への技術管理者の設置を義務付けています。

詳しくは倉敷市建築指導課（TEL (086)426-3501）までお尋ねください。

#### ■一定規模以上の工事（工事価格は消費税を含む額）

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積 80㎡
建築物の新築・増築	床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	工事金額 1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額 500万円

## 自動車リサイクル法

### 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

廃棄物を減らし、資源を無駄遣いしない循環型の社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が施行されています。

使用済自動車等を扱う関連事業者は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者に分類され、倉敷市内で事業を行う場合は倉敷市長の登録（引取業者及びフロン類回収業者）又は許可（解体業者及び破碎業者）が必要です。これらの事業者の役割は次のとおりです。

引取業者 (登録)	最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
フロン類回収業者 (登録)	使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す。
解体業者 (許可)	使用済自動車から有用な部品取り等を行う。再資源化基準に従ってバッテリー、タイヤ、廃油・廃液、室内照明用蛍光灯を回収し再資源化（不可能な場合は廃棄物として適正処理）を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す。
破碎業者 (許可)	解体自動車の圧縮・せん断（破碎前処理）又はシュレッダー（破碎）を行う。再資源化基準に従って鉄、アルミニウム等を可能な範囲で分別回収し、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等に引き渡す。

自動車リサイクル法では、関連事業者の登録・許可制、リサイクル料金の新車購入時\*の預託、電子 manifests 制度の導入により、使用済自動車の不法投棄を防止する仕組みになっています。

\*自動車リサイクル法施行前の車両は車検又は廃車時



一部の部品（カーナビ、カーステレオ、ETC車載器等）を除いて、解体業の許可を持たずに、使用済自動車から部品取りをすることは禁止されています。

## PCB廃棄物特別措置法

### 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

#### ○ PCB廃棄物とは

PCBはポリ塩化ビフェニルの略称であり、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきましたが、その毒性が明らかとなり、現在は製造・輸入ともに禁止されています。PCBが使用された、又は付着した廃棄物をPCB廃棄物といいます。

PCB廃棄物は、含有するPCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。PCBが使用された代表的なものとして、変圧器、コンデンサ、照明用安定器、道路橋等の塗膜、感圧複写紙等があります。

PCB廃棄物は、定められた期間内に処分することが義務付けられています。

なお、高濃度PCB廃棄物の処分期間は終了しています。高濃度PCB廃棄物が新たに見つかった場合は、速やかに倉敷市に連絡してください。

分類	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
処分期限	処分期間終了 (岡山県を含む北九州エリア)	令和9年3月31日まで
代表的なもの	照明器具の安定器 コンデンサ・変圧器	微量のPCBが混入した絶縁油を使用した コンデンサ・変圧器、道路橋等の塗膜等
判別方法	銘板の確認 メーカー問い合わせ	製造年等の確認(21ページ参照) メーカー問い合わせ 絶縁油のPCB濃度分析
※参考		PCB濃度分析可能な検査機関の検索 (一般社団法人日本環境測定分析協会 ホームページ) 
処分業者	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設
※参考		廃棄物処理法第15条の4の4の第1項 に基づく無害化処理認定事業者 (環境省ホームページ)  ○中国四国地方で処分許可等を取得している事業者(例) (令和4年9月現在) ・エコシステム山陽(株)(岡山県美咲町) ・(株)富士クリーン(香川県綾歌郡綾川町) ・三光(株)(鳥取県境港市) ・オオノ開発(株)(愛媛県東温市)
収集運搬業者	PCB廃棄物収集運搬業許可業者 (おかやま廃棄物ナビホームページ(6ページ参照))	

## ■ PCBに汚染された電気機器の判別方法（低濃度PCB）

① 銘板情報・製造年等から高濃度PCBではないことを確認

② 製造年及び絶縁油の分析結果から低濃度PCB該当性を判断

※詳しくは、環境省ホームページ掲載の「PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器の調査手順と低濃度PCB廃棄物の適正処理について（手引き）」を参照してください。



環境省作成パンフレット「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物」から抜粋

### ○ PCB廃棄物保管事業者の責任と義務

#### 【保管基準の遵守】

PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物です。保管基準に従い適正に保管しなければなりません（8、9ページ参照）。また、揮発・地下浸透防止（金属製の容器密封等）や、他の物質と混入しないように個別に表示して区分けするなどの措置が必要です。

#### 【譲渡の禁止】

PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは禁止されています。

#### 【届出義務】

##### ・保管等の状況の届出（毎年度6月30日まで）

前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況について、市長へ届出が必要です。

##### ・処分終了届出（随時）

PCB廃棄物を全て処分委託（契約締結）した場合、20日以内に市長へ届出が必要です。

##### ・保管事業場変更の届出（随時）

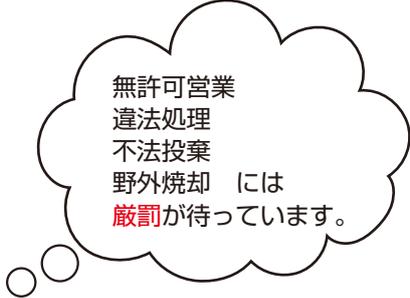
変更後10日以内に市長へ届出が必要です。

## 罰則

廃棄物処理法に違反した場合には、次のような罰則があります。

### (1) 法第25条(5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科)

- ①産業廃棄物の収集運搬、処分の無許可営業
- ②不正手段による産業廃棄物の収集運搬、処分業許可の取得・許可の更新
- ③産業廃棄物の収集運搬、処分の事業の範囲の無許可変更
- ④不正手段による事業の範囲の変更許可取得
- ⑤産業廃棄物の収集運搬業者、処分業者に対する事業停止命令違反  
産業廃棄物の処理基準、保管基準違反に係る措置命令違反
- ⑥事業者の委託基準違反(無許可業者への委託等)
- ⑦産業廃棄物の収集運搬業、処分業に係る名義貸しの禁止違反
- ⑧産業廃棄物処理施設の無許可設置
- ⑨不正手段による産業廃棄物処理施設の設置許可取得
- ⑩産業廃棄物処理施設の無許可変更
- ⑪不正手段による処理施設変更許可取得
- ⑫産業廃棄物の無確認輸出(未遂を含む。)
- ⑬産業廃棄物の受託基準違反(無許可受託等)
- ⑭廃棄物の投棄禁止違反(未遂を含む。)
- ⑮廃棄物の焼却禁止違反(未遂を含む。)
- ⑯指定有害廃棄物の処理禁止違反



無許可営業  
違法処理  
不法投棄  
野外焼却 には  
厳罰が待っています。

### (2) 法第26条(3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科)

- ①産業廃棄物の収集運搬、処分の委託基準違反  
産業廃棄物の収集運搬業者、処分業者の再委託禁止違反、再委託基準違反
- ②産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令違反  
産業廃棄物の保管、収集運搬、処分者及びそれ以外の国外廃棄物輸入者に対する改善命令違反
- ③産業廃棄物処理施設の無許可譲受け、無許可借受け
- ④国外廃棄物の無許可輸入
- ⑤廃棄物の輸入許可条件違反
- ⑥廃棄物の不法投棄目的での収集、運搬  
廃棄物の不法焼却目的での収集、運搬

### (3) 法第27条(2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又はこの併科)

- ・廃棄物の無確認輸出目的の収集、運搬

### (4) 法第27条の2(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

- ①事業者の管理票(マニフェスト)交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載交付
- ②運搬終了後、管理票の期限内送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載送付
- ③処分受託者から運搬受託者への管理票回付義務違反
- ④処分終了後、管理票の期限内送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載送付
- ⑤管理票又はその写しの保管義務違反
- ⑥受託していない処理業者の虚偽記載管理票交付
- ⑦管理票の交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反
- ⑧運搬又は処分未了での管理票送付、電子管理票報告
- ⑨電子管理票の虚偽登録
- ⑩電子管理票報告義務違反、虚偽報告
- ⑪管理票不適正使用による措置命令違反



管理票に関する  
違反の罰則が  
強化されています。

### (5) 法第28条(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

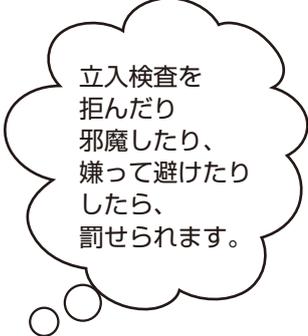
- ①情報処理センター役員、職員(離職者を含む。)の守秘義務違反
- ②指定区域内の土地形質変更の計画の変更命令、土地形質変更に係る措置命令違反

## (6) 法第29条 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

- ①産業廃棄物収集運搬業者、処分業者、処理施設設置許可業者の欠格要件該当の届出義務違反、虚偽届出  
建設系産業廃棄物の事業場外保管の届出義務違反、変更届出義務違反、虚偽届出
- ②産業廃棄物処理施設使用前検査の受検義務違反、変更後の使用前検査義務違反
- ③管理票制度違反勧告に係る措置命令違反
- ④(処理困難時)委託者への通知義務違反、虚偽通知
- ⑤処理受託者の処理困難通知の写しの保存義務違反
- ⑥指定区域内の土地形質変更の届出義務違反、虚偽届出
- ⑦特定処理施設の事故時の応急措置命令違反

## (7) 法第30条 (30万円以下の罰金)

- ①帳簿の備付け、記載、保存義務違反、虚偽記載
- ②処理業の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出  
処理施設の変更、廃止、休止、再開届出義務違反、虚偽届出  
最終処分場の埋立終了の届出義務違反、虚偽届出  
許可処理施設の設置者の地位の承継届出義務違反、虚偽届出
- ③処理施設の定期検査の拒否、妨害、忌避
- ④処理施設の維持管理記録義務違反、虚偽記載  
記録の備え置き、閲覧義務違反
- ⑤産業廃棄物処理責任者の設置義務違反  
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務違反
- ⑥有害使用済機器保管等届出義務違反
- ⑦事業者、処理業者、処理施設設置者の報告義務違反、虚偽報告  
産業廃棄物の輸出、輸入に係る報告義務違反、虚偽報告
- ⑧立入検査、収去の拒否、妨害、忌避
- ⑨処理施設技術管理者の設置義務違反



立入検査を  
拒んだり  
邪魔したり、  
嫌って避けたり  
したら、  
罰せられます。

## (8) 法第31条 (30万円以下の罰金)

- ・情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員、職員に対する罰則規定のため省略します。

## (9) 法第32条 [両罰(法人に対する加重罰)規定]

違反行為者に関係条項の罰則が適用されたとき、その所属する法人にも罰金刑が科せられます。

- ①3億円以下の罰金 上記(1)①～④、⑫、⑭、⑮に該当した場合
- ②各条項に規定する罰金 上記(1)⑤～⑪、⑬、⑯、(2)～(4)、(5)②、(6)、(7)に該当した場合

## (10) 法第33条 (20万円以下の過料)

- ①(非常災害時の応急処置として)建設系産業廃棄物の事業場外保管の届出義務違反、虚偽届出  
指定区域内の土地形質変更の届出義務違反、虚偽届出  
(非常災害時の応急処置として)指定区域内の土地形質変更の届出義務違反、虚偽届出
- ②多量排出事業者の処理計画の提出拒否、虚偽報告
- ③多量排出事業者の処理計画の実施状況の報告拒否、虚偽報告

## (11) 法第34条 (10万円以下の過料)

- ・登録をしていない者の登録廃棄物再生事業者の名称使用

## Q&A

<p><b>【Q1】</b> 他人の（特別管理）産業廃棄物を都道府県を越えて収集・運搬する場合、通過する全ての都道府県・政令市（※）で収集運搬業の許可を取得する必要がありますか。</p>	<p><b>【A1】</b> （特別管理）産業廃棄物を積み込む地域と降ろす地域を所管する都道府県の許可があればよく、通過のみの都道府県の許可は必要ありません。 政令市（※）で積替保管を行う場合は、その政令市の許可が必要となります。  ※政令市 政令指定都市、中核市など産業廃棄物処理業の許可に関する権限を有すると政令で定められた市のこと</p>
<p><b>【Q2】</b> 廃棄物処理法第15条の許可を受けた処理施設で他人の（特別管理）産業廃棄物を自由に処理することができますか。</p>	<p><b>【A2】</b> 他人の（特別管理）産業廃棄物を処理するためには、廃棄物処理法第14条第6項（第14条の4第6項）に規定される（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を受ける必要があります。</p>
<p><b>【Q3】</b> 産業廃棄物の処理を委託する際、マニフェストを交付すれば、排出事業者と処理業者との間で委託契約書を交わす必要はありませんか。</p>	<p><b>【A3】</b> マニフェストとは別に委託契約書を交わす必要があります。 廃棄物処理法第12条第6項（第12条の2第6項）の規定により、排出事業者と処理業者の委託契約は書面（電子化された書面も可）により行う必要があります。</p>
<p><b>【Q4】</b> 排出事業者が交付するマニフェストは、1年分まとめて交付してもよいですか。</p>	<p><b>【A4】</b> マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物を処理業者に引き渡すたびに交付しなければなりません。 一度に複数台の車両を用いて産業廃棄物を排出する場合、原則として車両ごとにマニフェストを交付する必要がありますが、同時に引き渡され、かつ運搬先が同一である場合は1枚にまとめても差し支えありません。</p>
<p><b>【Q5】</b> 排出事業者から受託した産業廃棄物の処理について、都合によりその一部を他の処理業者に再委託することは自由にできますか。</p>	<p><b>【A5】</b> 再委託は原則として禁止されています。（法14（16）、令6の12） やむを得ず再委託をしなければならない場合、排出事業者の書面による承諾など一定の条件を満たさなければなりません。</p>

## 問い合わせ先

### ◎各種許可申請・報告に関すること

#### 倉敷市

環境リサイクル局 リサイクル推進部 産業廃棄物対策課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL (086) 426-3385

FAX (086) 421-0144

メール iwst@city.kurashiki.okayama.jp

URL <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/sanpai/>

#### 岡山市

環境局 環境部 産業廃棄物対策課 TEL (086) 803-1303

#### 岡山県

県庁 環境文化部 循環型社会推進課 TEL (086) 226-7308

備前県民局 環境課 TEL (086) 233-9805

備中県民局 環境課 TEL (086) 434-7007

美作県民局 環境課 TEL (0868) 23-1243

### ◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入先・各種講習に関すること

一般社団法人 岡山県産業廃棄物協会

〒701-1152 岡山市北区津高628-6

TEL (086) 254-9383

FAX (086) 254-8766

### ◎電子マニフェスト加入に関すること

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階

TEL (0800) 800-9023

FAX (03) 5275-7112

URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

### ◎廃棄物処理施設技術管理者の講習に関すること

一般財団法人 日本環境衛生センター（西日本支局）環境事業部企画・研修課

〒816-0943 福岡県大野城市白木原3-5-11

TEL (092) 593-8226

URL <https://www.jesc.or.jp/>

発行：令和4年(2022年)12月

編集：倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部  
産業廃棄物対策課



このガイドブックの作成には岡山県産業廃棄物処理税交付金を活用しています。  
用紙は再生紙を使用しています。